

## 2011年度（平成23年度）第3回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2011年度（平成23年度）第3回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2012年（平成24年）1月24日（火）午後3時～午後4時20分  
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

### 3 出席委員

中山委員，相原委員，小島委員，甲賀委員

### 4 出席した職員

建設管理部長，農林土木部長，建築部長，環境部長，水道局業務部長，水道局工務部長，  
水道局業務部参与，建設政策課長，契約課長，技術検査課長，沼隈建設産業課長，営繕課長，  
病院担当課長，設備課長，環境総務課長，水道局配水課長，水道局施設整備課長

### 5 会議の概要

#### (1) 建設管理部長挨拶

公共工事の入札・契約手続については，透明性や競争性の向上，公平性・公正性の確保，さらには品質確保の観点や地域経済の活性化等も踏まえて，国をはじめ全国の各自治体が，その改革に取り組んでいる。本市においても，入札監視委員会のご意見などを踏まえ，積極的に入札・契約手続の改善に取り組んでいるが，まだ多くの課題があると考えている。今後においても，この委員会の意見を踏まえる中で，より一層の改善に取り組んでいきたい。

#### (2) 委員等の紹介

委員及び建設管理部長以下関係部課長の紹介

#### (3) 委員長の互選について

委員の互選により，中山委員を委員長に選出した。

#### (4) 委員長職務代理者の指名について

委員長が，相原委員を委員長職務代理者に指名した。

#### (5) 委員会の運営について

委員会の開催は，年3回（5月，9月，1月）とすること，審議する案件は，事前に担当する委員が抽出することを確認した。

#### (6) 2011年度（平成23年度）の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

2011年12月末までの福山市発注分の入札件数は754件で、その落札率は83.79%、水道局発注分は146件で、83%であった。2010年度と比較すると、福山市分については5.2ポイント増加しており、水道局分については1.2ポイント低下している。

本年度の落札率が昨年度より大きく上昇した要因としては、昨年度に最低制限価格を設定していなかった設計施工方式の（仮称）福山市汚泥再生処理センター建設工事及び中央雨水滞水池築造工事の影響によるものであり、それらを除くと、落札率は0.18ポイント低下している。本年度の落札率は、昨年度と同程度で推移するものと予測している。

#### (7) 抽出案件の審議

- ア 耐震性貯水槽設置工事（内海町）
- イ 福山市民病院増築昇降機設備工事
- ウ 旧福山市西部清掃工場解体工事
- エ 配水管布設替工事
- オ 中津原浄水場送水ポンプ取替工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が、それぞれの工事について説明を行った。

#### (8) 入札及び契約手続の運用状況等についての報告

指名除外措置運用状況について、契約課長から取りまとめて報告を行った。

#### (9) 次回委員会の開催日時について

2012年（平成24年）5月下旬を目途に事務局で調整する。

#### (10) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は、2011年（平成23年）12月から2012年（平成24年）3月分を対象とし、相原委員が担当する。

### 6 発言の趣旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

#### 抽出案件の審議

##### ア 耐震性貯水槽設置工事（内海町）について

Q1 建設管理部管轄の条件付一般競争入札方式のうち、落札率98.8%と最も落札率の高かった案件である。同案件では15参加者中の14業者が失格となっている中で1社のみが高落札率で落札した要因を知りたい。

A1 失格者が多かった原因としては、本工事の貯水槽が特殊なコンクリート製品であり、工場製作品と同等のものとして積算したことにより、設計価格に対する直接工事費の割合が通常より大きく、通常の積算の最低制限価格より高くなっていたことではないかと考えている。

Q 2 例えば、最低制限価格以上の者が1社では落札とせず、2社以上ある場合に入札を有効とすることはできないのか。

A 2 法令上、予定価格を下回って最低制限価格を上回った最低額の者を落札候補者とするとしている。制度上難しい面もあるが、引き続きその対応を研究していく。

Q 3 入札の条件の中に特殊製品を使うことは説明してあるのか。

A 3 ホームページでの入札公告において、入札参加者が仕様等について内容を確認できるようにしている。

Q 4 施工期間が長いのではないのか。

A 4 特殊製品の工場製作に日数を要するため、その期間を勘案している。

#### イ 福山市民病院増築昇降機設備工事について

Q 5 建設管理部管轄の条件付一般競争入札方式のうち、入札参加者数が1社のみの案件である。予定価格1億542万円のエレベーター設備工事に対して1社だけしか入札の参加申込みがなかった事情を知りたい。昇降機本体の設置メーカーはどこなのか、昇降機メーカーとの関係で設備工事業者について条件が付されたのか否か等の具体的な事情を知りたい。

A 5 昇降機設備は、製造メーカー独自のノウハウがあることから、設計、製造、据付まで一貫し施工する必要があること、また、設備に不具合が発生した場合、人命に関わる場合も想定されることから、市内に拠点を有し複数人で迅速な対応が可能であること、施工においては、限られた工期内に的確に据付、総合調整ができる施工能力が必要であることから、同種同規模の施工実績を求めたものである。落札結果で入札参加者が1者となったことについては、自社の手持ち工事や配置予定の技術者の状況を勘案するなかで、このような結果になったのではないかと考えている。

Q 6 今回の工事は、昇降機メーカーと設置工事業者とは別なのか。

A 6 この工事は、昇降機を自社製作し、設置まで行う工事である。

Q 7 どこまでが工事対象となるのか。

A 7 エレベーターの昇降路は建築工事で、ガイドの部分は昇降機設備工事で行う。

Q 8 今までにも1社入札はあったが、電子入札制度や落札率から見ると談合などの可能性はないものとみるがどうか。

A 8 一定の競争性は確保されていると考えているが、1社しか入札がなかったのは、震災の影響もあったのではないかと考えている。

#### ウ 旧福山市西部清掃工場解体工事について

Q 9 建設管理部管轄の条件付一般競争入札方式のうち、予定価格と落札額の差額が1億円を超え、落札率が76.8%の案件である。予定価格と落札額の価格差が大きいことから予定価格の算定がそもそも市場価格を適切に反映しているのか、算定基準及び算定方法について知りたい。

A 9 本工事の積算については、他の工事と同様に国の積算基準に基づき積算を行い、最低制限価格の積算については、本市の要綱に基づき積算を行っている。解体工事についての最低制限価格の算定方法は、一般的な建築関連工事と比べて、直接工事費に乗じる割合が10%程度低くなっており、入札参加者は、高い受注意欲から、その算定方法に基

づき最低制限価格付近で入札し、結果として、全体的に落札率が他の工事に比べ低くなつたものと考えている。

Q10 このような大規模工事に最低制限価格を設定するのはどうか。最低制限価格を設定するのは中小企業保護のためではないのか。

A10 2009年7月から実施している緊急経済対策により、市外業者に発注する大規模工事であっても、なるべく市内業者を構成員にするようにし、今回の共同企業体では、3者のうち2者を市内業者としており、地元企業の支援策とし発注している。

#### エ 配水管布設替工事について

Q11 水道局管轄の条件付一般競争入札方式のうち、落札率90.0%と落札率が2番目に高かった案件である。同案件では39参加者中の38業者が失格となっている中で1社のみが高落札率で落札した要因を知りたい。

A11 入札参加者の多くが高い受注意欲から、最低制限価格付近での価格で入札を行い、最低制限価格の影響などもあり、結果的に38社が最低制限価格を下回ったものと考えている。

Q12 工事の内容として、やさしいとか簡単にできるとかはしないのか。

A12 公共下水道管理設工事に伴う水道管の移設工事であるため、移設箇所が制限されることや、下水道工事に合わせて工程的なものを調整することが必要である工事であり、容易にできるというものではなかった。

#### オ 中津原浄水場送水ポンプ取替工事について

Q13 水道局管轄の条件付一般競争入札方式のうち、入札参加者数が1社のみである。入札資格、条件の特殊性または工期の制限等を含め競争入札であるにもかかわらず1社だけからしか入札の参加申し込みがなかった事情を知りたい。事前に関係業者間での入札調整が行われた可能性については考えられないのか否か。

A13 本工事は、水道局の仕様に基づいて高効率のポンプを自社で製作するとともに、稼働中のポンプを取替えることとなるため、万一不具合を生じた場合、断水等給水に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、同種・同規模のポンプの製作及び取替工事等を行った実績を求めることとした。1社しか入札参加申し込みがなかった事情については、稼働中の取替工事であり、新設工事に比べ技術的にも施工管理上も難しく、技術者の経験等も必要となることから、このような結果になったものではないかと考えている。また、関係業者間での事前の入札調整ということについては、入札参加者は他の競争相手があることを想定し、これと競争する意思をもって入札に参加したものであり、事前の調整等は無かったものと考えている。